

財務省告示第三百五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十四年度の初日から平成十五年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十五年四月三十日

財務大臣 塩川 正十郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十四年度の初日から平成十五年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	一三トン
四	四二、七三—トン
五	一、五二—トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
三八トン	七二七トン	一四、二三八トン	一一三、四二二三トン	三三、八七トン	八四トン	六六三、八三二トン	一、四四、九四四トン	五、三四、八二二トン	一一三、三四二トン	六、六四八トン	九、二七六トン	四四、六七トン	九トン	トン	一九トン

二九	一、八八トン
二八	三九トン
二七	一八、九二二トン
二六	四、三七五トン
二五	トン
二四	四・八六トン
二三	一、七五二トン
二三	二二九トン
二二	四一、一八二トン